

# 仙北市 子どもの貧困対策推進計画

(第2期 令和5年度～9年度)

～子どもたちの明るい未来に向かって～



令和5年3月

秋田県仙北市



# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 仙北市における子どもの貧困の現状	3
1. 子どもを取り巻く状況	3
(1) 生活保護世帯	3
(2) 就学援助	4
(3) 特別支援教育就学奨励費	4
(4) 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費	5
2. 市民アンケート	6
(1) 調査の概要	6
(2) 生活の満足度	7
(3) 保護者の経済状況	8
(4) 子どもの状況	12
3. 市民アンケートの結果からみられる課題	19
第3章 計画の基本的考え方	21
1. 基本理念	21
2. 基本的な視点	21
3. 基本目標	22
4. 施策の体系図	22
第4章 施策の展開	23
基本方針1：教育の支援	23
(1) 学校をプラットフォームとした総合的な支援	23
(2) 就学支援の推進	24
基本方針2：生活の支援	26
(1) 保護者の生活支援	26
(2) 子どもの健康と生活支援	28
(3) 住まいの支援	31
基本方針3：保護者に対する就労の支援	32
(1) 親の就労支援・就労機会の確保	32
基本方針4：経済的支援	33
(1) 貸付制度・手当・助成制度等	33
第5章 計画の推進	35
1. 計画の推進体制及び進行管理	35
資料 仙北市子どもの貧困対策推進計画策定委員・事務局名簿	36



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

子どもは、未来の社会を支える重要な存在であるとともに、ひとりの人間として、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長する権利があります。その子どもの現在や将来が生まれ育った環境によって左右されたり、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困への対策を総合的に取り組むことは喫緊の課題です。

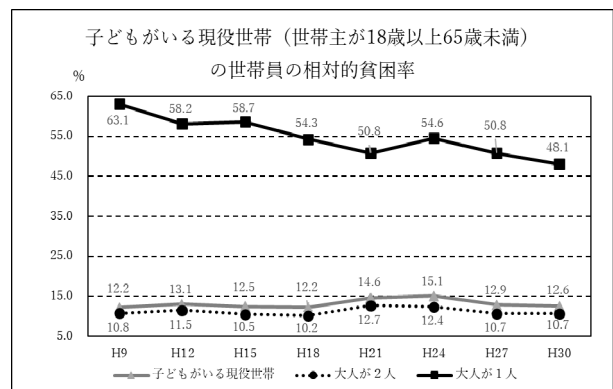
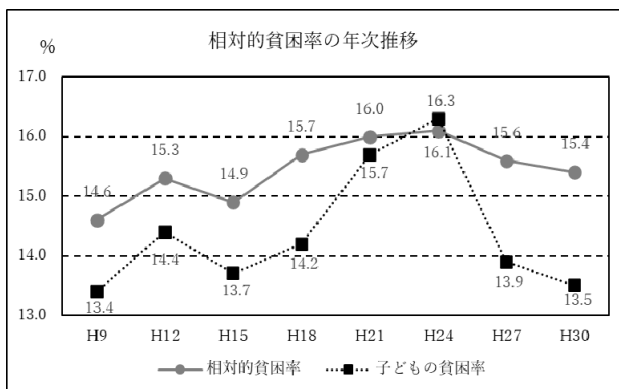
国では、平成 25 年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成 26 年8月には子どもの貧困対策に関する基本的な方針などを定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困対策を進めてきました。

秋田県においては、平成 28 年3月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、令和3年度からは第2次の同計画を策定し、対策を総合的に推進しています。

本市でも、平成 30 年3月に「子どもの笑顔をみんなで支え合うまち仙北」を基本理念とし、「子どもが自立に至るまでの切れ目のない支援」を基本目標として「仙北市子どもの貧困対策推進計画」（平成 30 年度～令和4年度）を策定し、さまざまな事業に取り組んできました。

しかしながら、厚生労働省が公表した国民生活基礎調査の調査結果によると、子どもの貧困率は、平成 27 年の 13.9%から、平成 30 年には 13.5%と改善傾向にあるものの、いまだに約7人に1人が貧困状態にあるという厳しい状況が続いています。

そこで、「仙北市子どもの貧困対策推進計画」の第1期計画が令和4年度に最終年度を迎えることから、令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨や、県の取り組みも踏まえ、子どもたちが将来の夢や目標に向かって希望が持てる社会の実現を目指し、市民の実情に応じた具体的な施策を総合的に推進するため、本計画を策定します。

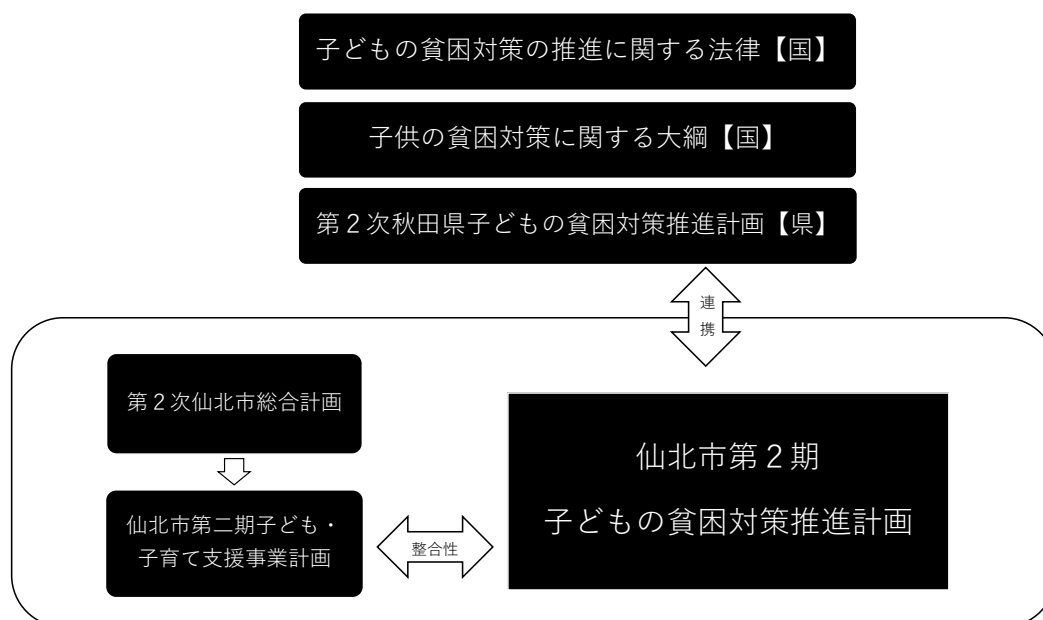


出所：厚生労働省（2020）『2019年国民生活基礎調査 結果の概況』

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条に基づき地方公共団体の責務を具体化するとともに、第9条2項の規定に基づく市町村計画として、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえた計画です。また、秋田県の計画と連携して、本市の子どもの貧困対策の基本方針をとりまとめ、施策を総合的に展開するための計画です。

また、本市のまちづくりの基本である「第2次仙北市総合計画」を上位計画として、「仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画」をはじめとした関連するその他の計画と整合性を図ります。



## 3. 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5カ年とします。令和7年度からは「仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画（5カ年）」の見直しに合わせて、同計画の一部として改定することを予定しています。

## 第2章 仙北市における子どもの貧困の現状

### 1. 子どもを取り巻く状況

#### (1) 生活保護世帯

生活保護は、生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。要件を満たした人に対し、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

#### ◇生活保護の受給世帯数・保護率の状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
仙北市	保護世帯数	315	276	289
	保護率(%)	16.1	15.6	15.3
秋田県	保護率(%)	14.7	14.4	14.2
全国	保護率(%)	16.4	16.3	16.2

出所：仙北市福祉事務所社会福祉課、秋田県『生活保護の統計 保護状況（人員別）』、  
厚生労働省『被保護者調査』

## (2) 就学援助

就学については学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」とされており、以下の要件を満たす人に対し、必要な支援を行っています。

### 【就学援助の対象者】

- a. 要保護者：生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- b. 準要保護者：市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準する程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）

### ◇就学援助の状況

#### 【要保護者の受給者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	2	1	4
中学校	4	4	2
合計	6	5	6

出所：仙北市教育委員会学校教育課（基準日 3月31日）

#### 【準要保護者の受給者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	28	21	23
中学校	29	25	21
合計	57	46	44

出所：仙北市教育委員会学校教育課（基準日 3月31日）

## (3) 特別支援教育就学奨励費

就学奨励費とは特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者等に対し、経済的負担を軽減するため、世帯の収入等に応じ、就学に必要な経費を補助するものです。

### ◇特別支援教育就学奨励費の受給者の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	18	10	6
中学校	10	11	8
合計	28	21	14

出所：仙北市教育委員会学校教育課（基準日 3月31日）



#### (4) 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費

児童扶養手当は、母子家庭の母、父子家庭の父、父または母が重度の心身障害の状態にある家庭、養育者（父母に代わってその児童を養育している人）で18歳未満の子ども（障害のある子どもの場合は20歳未満）を育てている人に支給される手当です。

また、ひとり親家庭等医療費は、母子家庭・父子家庭の人、父または母が重度の心身障害の状態にある家庭で18歳未満の子ども（障害のある子どもの場合は20歳未満）を育てている人とその子どもが医療にかかった場合に、医療費の一部が支給される制度です。

##### ◇児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の受給世帯数の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童扶養手当	245	229	219
ひとり親家庭等 世帯数	365	356	348

出所：仙北市福祉事務所子育て推進課（基準日 8月1日）

## 2. 市民アンケート

本計画を策定するにあたって、本市に在住の小学生、中学生、高校生及びその保護者を対象に生活や就労状況、学習、進路等に関するアンケートを実施しました。調査の詳細については下記をご参照ください。

仙北市公式ホームページ

URL : <https://www.city.semboku.akita.jp/government/keikaku/index.html#keikaku39>

### (1) 調査の概要

#### ①調査目的

仙北市子どもの貧困対策推進計画（第2期）の策定にあたり、小学生、中学生、高校生及び保護者の意識や現状を把握し、計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### ②調査種類及び対象、方法、期間

調査種類	対象	方法	期間
仙北市子供の生活状況 よう調査（小学生）	本市在住の小学生	郵送による配付・ 回収	令和5年1月7日 ～1月14日
仙北市子供の生活状況 調査（中学生）	本市在住の中学生	郵送による配付・ 回収	令和5年1月7日 ～1月14日
仙北市子供の生活状況 調査（高校生）	本市在住の高校生	郵送による配付・ 回収	令和5年1月7日 ～1月14日
仙北市子供の生活状況 調査（保護者）	本市在住の小学生 から高校生の子 ものいる保護者	郵送による配付・ 回収	令和5年1月7日 ～1月14日

#### ③調査票の配付・回収数及び回収率

調査種類	配付数	回収数	回収率
仙北市子供の生活状況よう調査（小学生）	183 票	107 票	58.5%
仙北市子供の生活状況調査（中学生）	190 票	103 票	54.2%
仙北市子供の生活状況調査（高校生）	179 票	81 票	45.3%
仙北市子供の生活状況調査（保護者）	498 票	276 票	55.4%

#### ④数値の見方・留意点

○図表の数値（％）は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。そのため、単数回答を求めた設問でも、比率の合計が100%にならない場合があります。

○複数回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超えます。

○表・グラフに付加されている「N」は質問に対する回答者数を表しています。

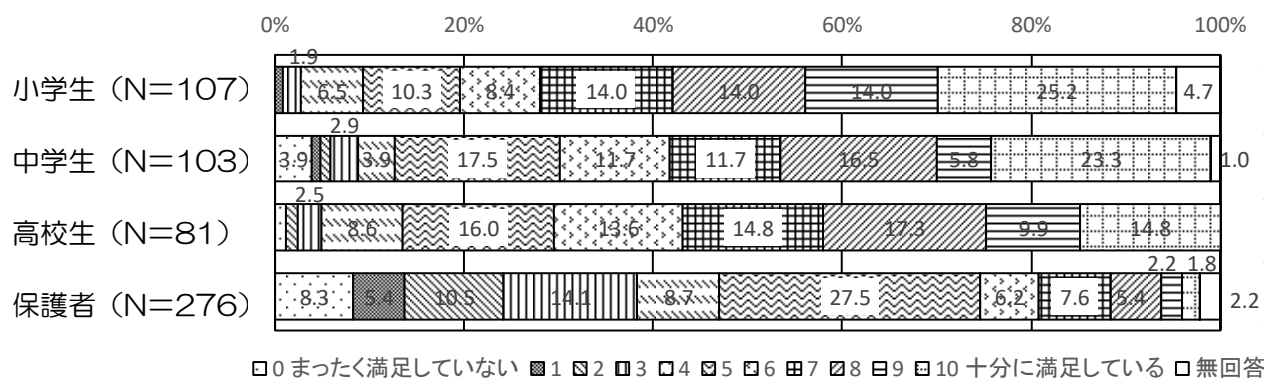
## (2) 生活の満足度

「十分に満足している」を10点、「まったく満足していない」を0点とすると何点ぐらいになるかという設問で、生活の満足度について質問しました。

0～6点までの割合は、子どもが約3～4割（小学生 28.0%、中学生 41.7%、高校生 43.2%）であるのに対し、保護者は8割を超え80.8%となりました。

(単位：人)

	0点	1～3点	4～6点	7～10点	無回答
小学生 (N=107)	0	3	27	72	5
中学生 (N=103)	4	5	34	59	1
高校生 (N=81)	1	3	31	46	0
保護者 (N=276)	23	83	117	47	6



※高校生対象のアンケートでは「0 とても不幸」「10 とても幸せ」という選択肢にて実施。

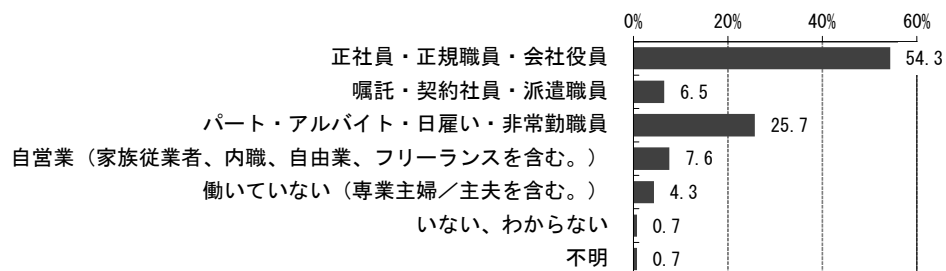
### (3) 保護者の経済状況

保護者を対象としたアンケートの中から、経済状況が読み取れる設問を抜粋して掲載します。

#### ■母親の就労状況について

母親の就労状況についての回答です。

	選択肢	回答数(人)	比率(%)
1	正社員・正規職員・会社役員	150	54.3
2	嘱託・契約社員・派遣職員	18	6.5
3	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	71	25.7
4	自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。)	21	7.6
5	働いていない(専業主婦/主夫を含む。)	12	4.3
6	いない、わからない	2	0.7
	不明	2	0.7
	全体	276	100.0

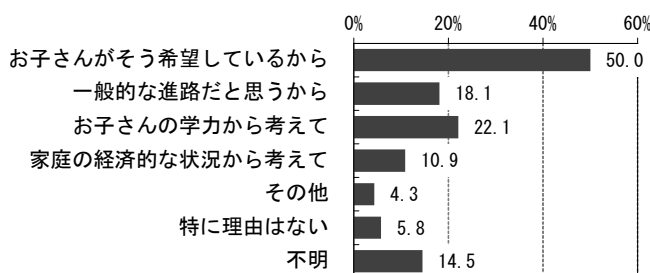


「正社員・正規職員・会社役員」が54.3%で最も多く、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」(25.7%)と「自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。)」(7.6%)がつづいています。

## ■将来的なお子さんの最終学歴に関する理由について

「お子さんが将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思うか」という設問の回答に対する理由（複数回答可）です。

選択肢	回答数(人)	比率(%)
1 お子さんがそう希望しているから	138	50.0
2 一般的な進路だと思うから	50	18.1
3 お子さんの学力から考えて	61	22.1
4 家庭の経済的な状況から考えて	30	10.9
5 その他	12	4.3
6 特に理由はない	16	5.8
不明	40	14.5
全体	276	100.0

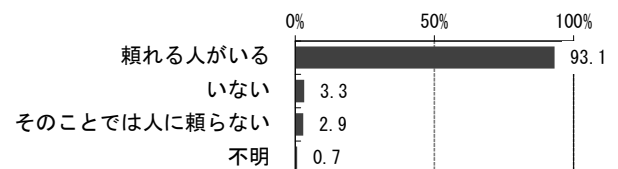


「お子さんがそう希望しているから」が 50.0%で最も多く、「お子さんの学力から考えて」(22.1%)と「一般的な進路だと思うから」(18.1%)がつづいています。

## ■子育てに関する頼れる人の有無について

「子育てに関する相談について頼れる人がいるか」という設問の回答です。

選択肢	回答数(人)	比率(%)
1 頼れる人がいる	257	93.1
2 いない	9	3.3
3 そのことでは人に頼らない	8	2.9
不明	2	0.7
全体	276	100.0

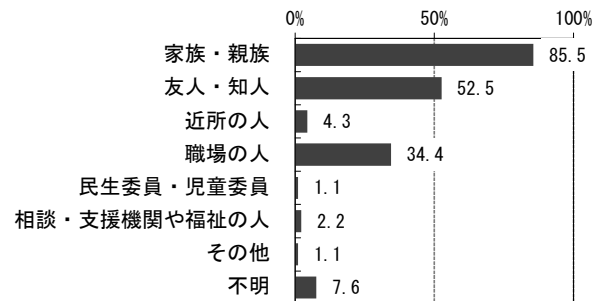


「頼れる人がいる」が 93.1%で最も多く、「いない」(3.3%)と「そのことでは人に頼らない」(2.9%)がつづいています。

## ■子育てに関する相談で頼れる人について

「子育てに関する相談で頼れる人がいる場合、それはだれですか」という設問の回答です。

	選択肢	回答数(人)	比率(%)
1	家族・親族	236	85.5
2	友人・知人	145	52.5
3	近所の人	12	4.3
4	職場の人	95	34.4
5	民生委員・児童委員	3	1.1
6	相談・支援機関や福祉の人	6	2.2
7	その他	3	1.1
	不明	21	7.6
	全体	276	100.0

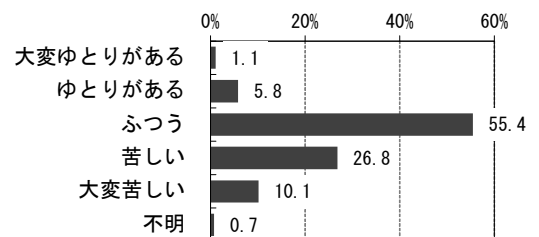


「家族・親族」が 85.5%で最も多く、「友人・知人」(52.5%)と「職場の人」(34.4%)がつづいています。

## ■暮らしの状況について

「現在の暮らしの状況をどのように感じているか」という設問の回答です。

	選択肢	回答数(人)	比率(%)
1	大変ゆとりがある	3	1.1
2	ゆとりがある	16	5.8
3	ふつう	153	55.4
4	苦しい	74	26.8
5	大変苦しい	28	10.1
	不明	2	0.7
	全体	276	100.0

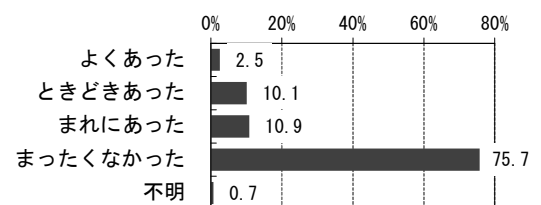


「ふつう」が 55.4%で最も多く、「苦しい」(26.8%)と「大変苦しい」(10.1%)がつづいています。

## ■食料を買えなかった経験について

「過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料（嗜好品は除く）が買えないことがあったか」という設問への回答です。

	選択肢	回答数(人)	比率(%)
1	よくあった	7	2.5
2	ときどきあった	28	10.1
3	まれにあった	30	10.9
4	まったくなかった	209	75.7
	不明	2	0.7
	全体	276	100.0

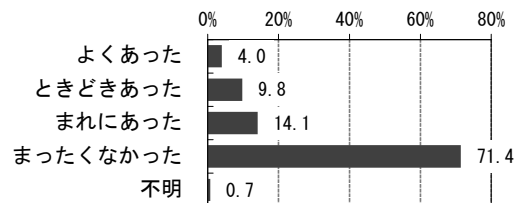


「まったくなかった」が 75.7%で最も多く、「まれにあった」(10.9%)と「ときどきあった」(10.1%)がつづいています。

### ■衣服を買えなかった経験について

「過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服（高価な衣服や貴金属・宝飾品は除く）が買えないことがあったか」という設問への回答です。

	選択肢	回答数(人)	比率(%)
1	よくあった	11	4.0
2	ときどきあった	27	9.8
3	まれにあった	39	14.1
4	まったくなかった	197	71.4
	不明	2	0.7
	全体	276	100.0

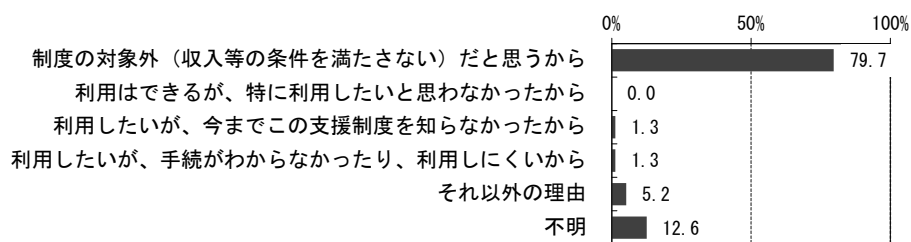


「まったくなかった」が71.4%で最も多く、「まれにあった」(14.1%)と「ときどきあった」(9.8%)がつづいています。

### ■就学援助の未利用理由について

就学援助を利用したことがない理由に対する設問の回答です。

	選択肢	回答数(人)	比率(%)
1	制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから	184	79.7
2	利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから	0	0.0
3	利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから	3	1.3
4	利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから	3	1.3
5	それ以外の理由	12	5.2
	不明	29	12.6
	非該当	45	



「制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」が79.7%で最も多く、「それ以外の理由」(5.2%)と「利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから」(1.3%)がつづいています。

## (4) 子どもの状況

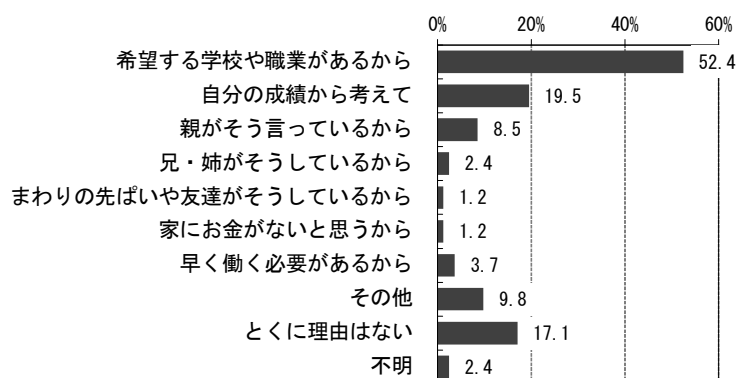
子どもが抱える困難についてわかる設問を抜粋します。

### ①小学生

#### ■将来の進学希望理由について

「将来、どの段階まで進学したいか」という設問の回答に対し、具体的に回答した人へその理由（複数回答可）を訪ねた設問の回答です。

選択肢	回答数(人)	比率(%)
1 希望する学校や職業があるから	43	52.4
2 自分の成績から考えて	16	19.5
3 親がそう言っているから	7	8.5
4 兄・姉がそうしているから	2	2.4
5 まわりの先輩いや友達がそうしているから	1	1.2
6 家にお金がないと思うから	1	1.2
7 早く働く必要があるから	3	3.7
8 その他	8	9.8
9 とくに理由はない	14	17.1
不明	2	2.4
非該当	25	



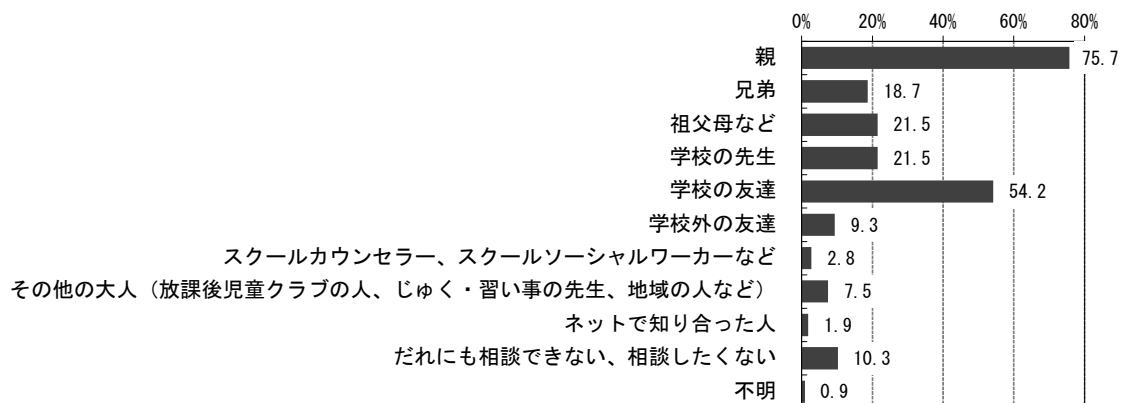
「希望する学校や職業があるから」が 52.4%で最も多く、「自分の成績から考えて」(19.5%)と「とくに理由はない」(17.1%)がつづいています。



## ■相談できる人について

「困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人は誰か（複数回答可）」という設問への回答です。

選択肢	回答数(人)	比率(%)
1 親	81	75.7
2 兄弟	20	18.7
3 祖父母など	23	21.5
4 学校の先生	23	21.5
5 学校の友達	58	54.2
6 学校外の友達	10	9.3
7 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど	3	2.8
8 その他の大人（放課後児童クラブの人、じゅく・習い事の先生、地域の人など）	8	7.5
9 ネットで知り合った人	2	1.9
10 だれにも相談できない、相談したくない	11	10.3
不明	1	0.9
全体	107	100.0

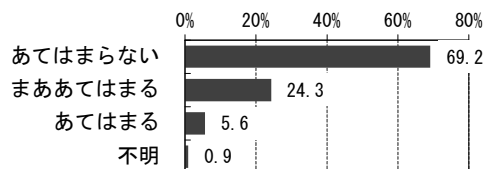


「親」が75.7%で最も多く、「学校の友達」(54.2%)とつづいています。

## ■自分の考え方について

「ここ半年くらいの間で心配ごとが多く、いつも不安だ」ということに当てはまるかという設問への回答です。

選択肢	回答数(人)	比率(%)
1 あてはまらない	74	69.2
2 まああてはまる	26	24.3
3 あてはまる	6	5.6
不明	1	0.9
全体	107	100.0



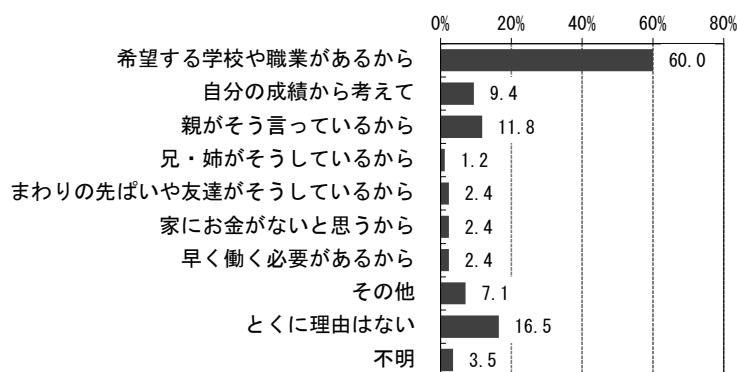
「あてはまらない」が69.2%で最も多く、「まああてはまる」(24.3%)と「あてはまる」(5.6%)がつづいています。

## ②中学生

### ■将来の進学希望理由について

「将来、どの段階まで進学したいか」という設問の回答に対し、具体的に回答した人へその理由（複数回答可）を訪ねた設問の回答です。

選択肢	回答数(人)	比率(%)
1 希望する学校や職業があるから	51	60.0
2 自分の成績から考えて	8	9.4
3 親がそう言っているから	10	11.8
4 兄・姉がそうしているから	1	1.2
5 まわりの先ばいや友達がそうしているから	2	2.4
6 家にお金がないと思うから	2	2.4
7 早く働く必要があるから	2	2.4
8 その他	6	7.1
9 とくに理由はない	14	16.5
不明	3	3.5
非該当	18	

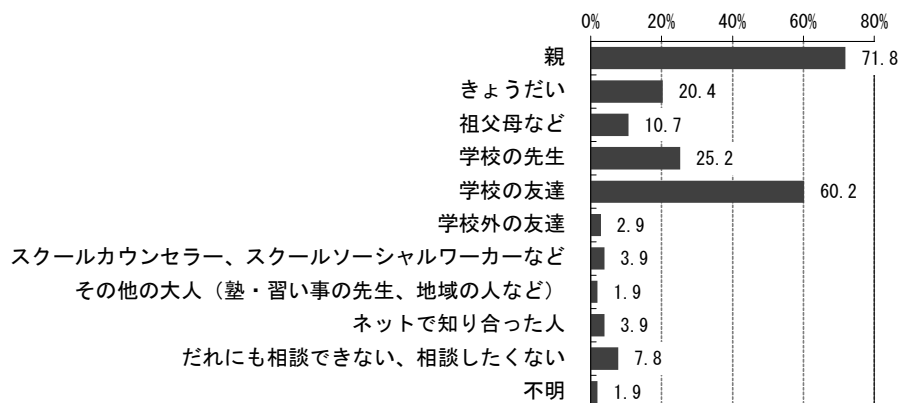


「希望する学校や職業があるから」が 60.0%で最も多く、「とくに理由はない」(16.5%)と「親がそう言っているから」(11.8%)がつついています。

## ■相談できる人について

「困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人は誰か（複数回答可）」という設問への回答です。

選択肢	回答数(人)	比率(%)
1 親	74	71.8
2 きょうだい	21	20.4
3 祖父母など	11	10.7
4 学校の先生	26	25.2
5 学校の友達	62	60.2
6 学校外の友達	3	2.9
7 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど	4	3.9
8 その他の大人（塾・習い事の先生、地域の人など）	2	1.9
9 ネットで知り合った人	4	3.9
10 だれにも相談できない、相談したくない	8	7.8
不明	2	1.9
全体	103	100.0

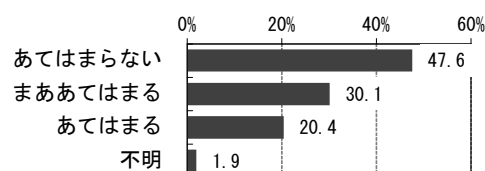


「親」が71.8%で最も多く、「学校の友達」(60.2%)と「学校の先生」(25.2%)がつづいています。

## ■自分の考え方について

「ここ半年くらいの間でよく頭やおなかがいなくなったり、気持ちが悪くなったりする」ということに当てはまるかという設問への回答です。

選択肢	回答数(人)	比率(%)
1 あてはまらない	49	47.6
2 まああてはまる	31	30.1
3 あてはまる	21	20.4
不明	2	1.9
全体	103	100.0



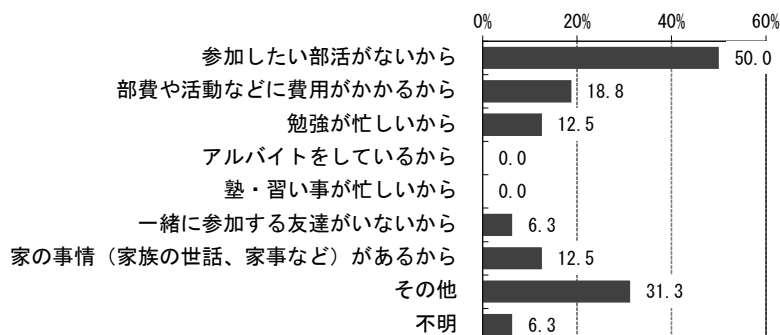
「あてはまらない」が47.6%で最も多く、「まああてはまる」(30.1%)と「あてはまる」(20.4%)がつづいています。

### ③高校生

#### ■部活動に参加していない理由について

部活動に参加していないと回答した人に対して、その理由（複数回答可）の回答です。

選択肢	回答数(人)	比率(%)
1 参加したい部活がないから	8	50.0
2 部費や活動などに費用がかかるから	3	18.8
3 勉強が忙しいから	2	12.5
4 アルバイトをしているから	0	0.0
5 塾・習い事が忙しいから	0	0.0
6 一緒に参加する友達がいないから	1	6.3
7 家の事情（家族の世話、家事など）があるから	2	12.5
8 その他	5	31.3
不明	1	6.3
非該当	65	

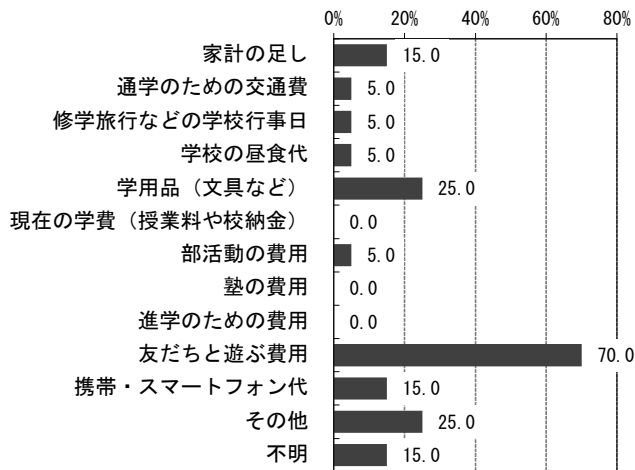


「参加したい部活がないから」が 50.0%で最も多く、「その他」(31.2%)と「部費や活動などに費用がかかるから」(18.8%)がつづいています。

#### ■アルバイトや仕事の稼いだお金の使い道について

アルバイトを現在している、あるいは過去にしたことがあると回答した人に対して、「稼いだお金は何に使っているか」という設問への回答です。

選択肢	回答数(人)	比率(%)
1 家計の足し	3	15.0
2 通学のための交通費	1	5.0
3 修学旅行などの学校行事日	1	5.0
4 学校の昼食代	1	5.0
5 学用品（文具など）	5	25.0
6 現在の学費（授業料や校納金）	0	0.0
7 部活動の費用	1	5.0
8 塾の費用	0	0.0
9 進学のための費用	0	0.0
10 友だちと遊ぶ費用	14	70.0
11 携帯・スマートフォン代	3	15.0
12 その他	5	25.0
不明	3	15.0
非該当	61	

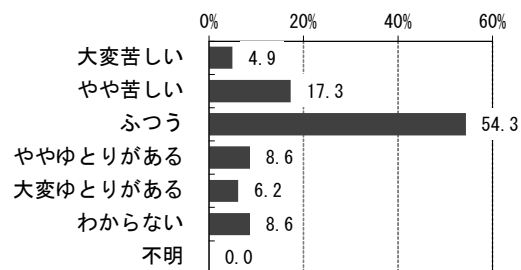


「友だちと遊ぶ費用」が 70.0%で最も多く、「学用品 (文具など) 」(25.0%)と「その他」(25.0%)がつづいています。

### ■家庭の経済状況について

「家の暮らしは、経済的 (お金に関して) には、どれにあたると思うか」という設問への回答です。

選択肢	回答数 (人)	比率 (%)
1 大変苦しい	4	4.9
2 やや苦しい	14	17.3
3 ふつう	44	54.3
4 ややゆとりがある	7	8.6
5 大変ゆとりがある	5	6.2
6 わからない	7	8.6
不明	0	0.0
全体	81	100.0

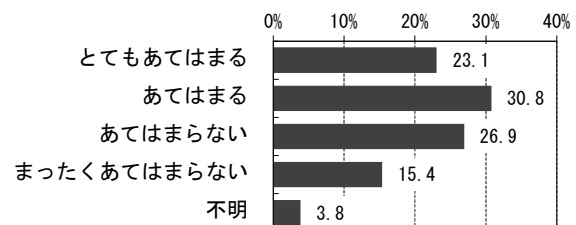


「ふつう」が 54.3%で最も多く、「やや苦しい」(17.3%)と「ややゆとりがある」(8.6%)がつづいています。

### ■就職を希望する理由について

高校卒業後に就職を希望する人に対して、その理由として「進学のための費用が高い」ということがあてはまるかという設問への回答です。

選択肢	回答数 (人)	比率 (%)
1 とてもあてはまる	6	23.1
2 あてはまる	8	30.8
3 あてはまらない	7	26.9
4 まったくあてはまらない	4	15.4
不明	1	3.8
非該当	55	



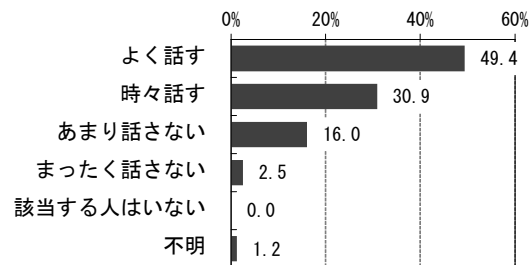
「あてはまる」が 30.8%で最も多く、「あてはまらない」(26.9%)と「とてもあてはまる」(23.1%)がつづいています。

## ■他者に打ち明けている度合いについて

「困っていることや悩んでいること、楽しいことや悲しいことを、他の人にどれくらい話しますか」という設問への回答です。

### ①家族（親）に対して

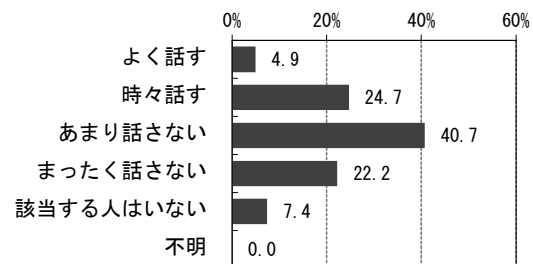
	選択肢	回答数(人)	比率(%)
1	よく話す	40	49.4
2	時々話す	25	30.9
3	あまり話さない	13	16.0
4	まったく話さない	2	2.5
5	該当する人はいない	0	0.0
	不明	1	1.2
	全体	81	100.0



「よく話す」が 49.4%で最も多く、「時々話す」(30.9%)と「あまり話さない」(16.0%)がつづいています。

### ②学校の先生

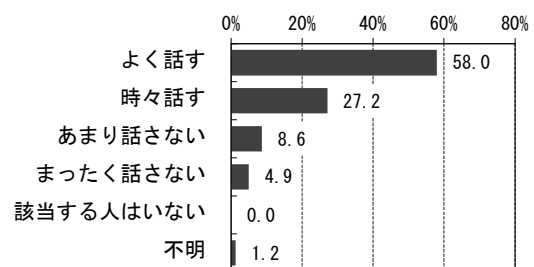
	選択肢	回答数(人)	比率(%)
1	よく話す	4	4.9
2	時々話す	20	24.7
3	あまり話さない	33	40.7
4	まったく話さない	18	22.2
5	該当する人はいない	6	7.4
	不明	0	0.0
	全体	81	100.0



「あまり話さない」が 40.7%で最も多く、「時々話す」(24.7%)と「まったく話さない」(22.2%)がつづいています。

### ③友だち

	選択肢	回答数(人)	比率(%)
1	よく話す	47	58.0
2	時々話す	22	27.2
3	あまり話さない	7	8.6
4	まったく話さない	4	4.9
5	該当する人はいない	0	0.0
	不明	1	1.2
	全体	81	100.0



「よく話す」が 58.0%で最も多く、「時々話す」(27.2%)と「あまり話さない」(8.6%)がつづいています。

### 3. 市民アンケートの結果からみられる課題

---

調査結果からは、経済的な問題のほかにも以下のような課題がみられます。そのため、本市の子どもの貧困対策について、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」にも規定する『教育の支援』、『生活の支援』、『保護者に対する就労の支援』、『経済的支援』に分類することで、各施策を充実させ総合的かつ効果的に推進していくことが求められています。

#### 【子どもの教育に関すること】

- 小学生、中学生及び高校生においては、相談をする人に関して、親をはじめとした家族や先生に相談するケースが多いことがうかがえます。一方、「誰にも相談できない、したくない」という児童生徒も少ないながらも存在します。
- 保護者の子育てに関する相談先としては、家族や友人、職場の人が多く、相談・支援機関や福祉の人に対しては 2.2%（6人）であること、また、制度について知らない・手続き方法がわからない等の理由で未利用となっている傾向がみられます。  
→児童生徒の悩み等に関し、保護者や学校のみならず、専門的な知識を持つ人や関係機関と結ぶことで、より効果的に解決していくことが求められます。また、悩みを持つ人が相談機関に相談しやすくなるような周知が求められています。

#### 【生活に関すること】

- 保護者の生活の満足度が子どもの満足度に比べて低い傾向にあります。  
→保護者の生活を支える支援や相談体制を整えることが求められます。
- 子どもの心身に関して、健全な状態でない割合が一定数みられます。  
→子どもの心身が健全に成長できるよう、家庭や学校以外に気軽に訪れ多様な人と関われる居場所づくりや相談体制の整備、早期発見や解決に向けた関係機関のネットワーク強化が求められます。

#### 【保護者の就労に関すること】

- 暮らしの状況について「苦しい」「大変苦しい」と回答した保護者が 36.9%となっています。また、就労状況では、特に母親の非正規雇用の割合が多くなっています（母親 32.2%、父親 2.6%）。  
→母親の職業生活の安定と向上とともに、仕事と家庭の両立支援のための施策が求められます。

### 【経済的負担に関すること】

- 小学生及び中学生の将来の進学希望理由について「家にお金がないと思うから」「早く働く必要があると思うから」といった回答が少ないながらも一定数みられます。高校生においては、家庭の経済状況について、「苦しい」「大変苦しい」と回答した生徒が 22.2%いるとともに、また、部活をしていない理由やアルバイトで稼いだお金の使い道から家計に対する配慮がうかがえます。さらに、保護者においても食料や衣服が買えなかった経験のある人が少ないながらも一定数みられます。

→経済的な負担を軽くするための多方面からの支援が求められます。



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1. 基本理念

子どもの貧困対策については、「子ども」と「子育て」を支援する視点で考えられるべきものです。

そのため、本計画の基本理念は、「仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画」と同一のものを掲げます。

#### 基本理念

子どもの笑顔をみんなで支え合うまち仙北  
～子ども・子育て支援に関する総合的な施策を展開する～

「仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画」では、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できるよう、身近な地域において質の高い教育・保育の実施を図るなど、行政や関係機関、地域が協働して、子ども・子育て支援施策を計画的に展開しています。

本計画では、特に子どもの貧困に対して、子どもの現在や将来が等しく保障され、また、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切り、子どもやその家族も幸せを感じながら未来に希望をもてる社会の実現に向けて、官公民が連携して総合的に施策を推進していきます。

### 2. 基本的な視点

「仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画」においては基本理念を実現するため、7つの視点を重視した取り組みの展開が記されています。このうち、子どもや子育て世帯の貧困への対応については、「7. 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり」が含まれているため、本計画においてもこの視点を基本的な視点と位置づけます。

#### 基本的な視点：『子どもの健やかな育ちを支える環境づくり』

子どもの貧困対策を進めるうえでは、貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を総合的に推進していく必要があります。そこで、子育てと仕事の両立の支援のみならず、子育ての孤立化などの問題を踏まえた、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から施策を推進するため、地域での見守り体制を整えます。また、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう官公民すべての関係機関が連携し支援体制について、質・量ともに整備を進めます。

### 3. 基本目標

本計画の基本理念を実現するため基本目標を設定します。

#### 基本目標：『子どもが自立に至るまでの切れ目のない支援』

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要があります。また、子どもの成長段階に応じた問題発見と支援を切れ目なくつなげ、子どもの社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要です。そのため、教育・保健・福祉の関係機関と連携した支援について、計画的な整備を行います。

### 4. 施策の体系図

子どもの笑顔をみんなで見え合おう まち仙北 子どもが自立に至るまでの切れ目のない支援	基本方針1：教育の支援
	(1) 学校をプラットフォームとした総合的な支援 (2) 就学支援の推進
	基本方針2：生活の支援
	(1) 保護者の生活支援 (2) 子どもの健康と生活支援 (3) 住まいの支援
	基本方針3：保護者に対する就労の支援
	(1) 親の就労支援・就労機会の確保
	基本方針4：経済的支援
	(1) 貸付制度・手当・助成制度等

## 第4章 施策の展開

### 基本方針 1 : 教育の支援

#### (1) 学校をプラットフォームとした総合的な支援

学校をプラットフォームとし関係機関と連携して、児童生徒の家庭環境等を踏まえた相談・支援体制の充実を図ります。

##### ①学校、関係機関との連携による相談体制の充実

事業名等	内 容	担当課
スクールカウンセラーの配置	児童生徒の悩みや相談、いじめや不登校等の問題行動などに対応する教育相談体制の充実を図るために、臨床心理に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心のケアをします。	北浦教育文化研究所
教育相談員の配置とさくら教室（適応指導教室）の設置	教育相談員によるさくら教室を設置し、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の学習支援、基本的な生活習慣の改善等を図り、学校復帰を支援します。	北浦教育文化研究所
引きこもり及び不登校への対応	適応指導教室「さくら教室」の開設や、「仙北市スクールカウンセラー」による相談活動を実施しているほか、大仙市「フレッシュ広場」や「スペース・イオかくのだて」等の関係機関とも連携を図ります。 学校や保護者のほか、民生児童委員、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応します。	北浦教育文化研究所
広域カウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用	広域カウンセラーやSSWとの連携により、学校や保護者が抱える児童生徒に関わる問題に対して、関係諸機関とのネットワークを構築し、問題解決に向けた相談・支援を行います。	北浦教育文化研究所
教育・啓発活動（いじめ防止対策）	生徒指導上の問題への対応として、「いじめ」や暴力行為等の抑止を含めた啓発活動を推進します。	北浦教育文化研究所

## ②地域による学習支援

事業名等	内 容	担当課
学校と地域の連携（地域学校協働本部事業）	小中学校支援地域本部事業として、事業実施の普及・啓発・広報や、学習支援活動、登下校パトロール活動、校内環境整備等の学校に見合った活動の企画、立案等を行います。	生涯学習課

## ③その他の支援

事業名等	内 容	担当課
ヤマメ・サクラマス事業	小・中学生に対するキャリア教育の一環として、職場体験を受け入れる企業・団体等への協力要請を行います。 将来的に経済的にも自立できるよう職業体験活動などに取り組みます。	北浦教育文化研究所
児童の人権確保	法務省人権擁護局等の事業を通じて、啓発を図ります。子どもの権利条約に基づき、すべての子どもが将来の市を担う希望の存在として、尊重されるよう、学校での人権教育の実施と啓発活動を進めます。	北浦教育文化研究所

## （２）就学支援の推進

家庭の経済状況に左右されず、すべての子どもが義務教育を受けられるとともに、すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう就学や就学継続のための支援をします。

### ①就学のための支援

主な項目	内 容	担当課
要保護・準要保護児童生徒への就学援助	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費などの就学に必要な援助を行います。	学校教育課
特別支援学級児童生徒への支援	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、学用品費、修学旅行費、学校給食費などの特別支援教育就学奨励費を支給します。	学校教育課

主な項目	内 容	担当課
高等学校入学準備金の貸与	高等学校に入学を希望する要保護及びこれに準ずる生徒の保護者に対して入学準備金の貸付けを行い、市民の教育を受ける機会を支援します。	学校教育課
育英奨学資金の貸与	心身ともに健康で学業成績優秀であるが、経済的理由で上級学校（高等学校、大学等）への就学が困難な人に対し、奨学資金として貸与を行います。	教育総務課
母子父子寡婦福祉資金の就学資金等の貸付	ひとり親家庭や寡婦、ひとり親家庭の子どもに対して、経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため修学資金及び就学支度資金の貸付を行っています。市担当部署にて受付し、秋田県南福祉事務所が審査・貸付します。	子育て推進課

## ②就学継続のための支援

主な項目	内 容	担当課
遠距離通学への補助	遠距離通学（バス等による通学の片道が小学校では4km以上、中学校では6km以上）の児童生徒の保護者に対して、補助を行います。	学校教育課

## 基本方針 2 : 生活の支援

### (1) 保護者の生活支援

家庭生活をスムーズに送るための保護者に対する支援や、就労希望等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するために保育等の確保を行い、日常生活の安定を図ります。

#### ①保護者の自立支援

主な項目	内 容	担当課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が就職活動や病気等で家事・育児にお困りの時に、家庭生活支援員を派遣して、日常生活のお世話や保育などを行います。	子育て推進課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や生活等に悩みや困りごとがある場合に相談を受けます。支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを一緒に考え、自立に向けた支援を行います。	社会福祉課
母子父子自立支援員・家庭相談員による相談の充実	ひとり親等保護者の就職や子どもの就学・就職等の相談、また児童の養育等相談を受けた場合、母子父子自立支援員や家庭相談員が対応し助言等を行います。	子育て推進課

#### ②保育等の確保

主な項目	内 容	担当課
すこやか子育て支援事業	教育・保育施設の保育料、副食費の保護者の負担軽減のため、世帯の収入状況に応じて保育料等の助成をします。	子育て推進課
すこやか療育支援事業	障害児通所支援の児童発達支援・医療型児童発達支援を利用する場合に、保護者の所得に応じてサービス利用料や食費の負担軽減をしています。	社会福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して適切な遊びや生活の場を提供し、子ども達の健全な育成を図ります。	子育て推進課

主な項目	内 容	担当課
子育て支援短期利用（ショートステイ事業）	保護者が一時的なケガや病気等、家事・育児をするのに困った場合、施設で子どもの養育や保護を行います。	子育て推進課
子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互に交流したり、園開放で気軽に相談できる地域の子育て支援拠点として、園解放を認定こども園5カ所で実施しています。子育てについての相談、情報の提供、助言等を保育士等が行い、子育ての負担や不安感等を軽減し、子どもの健やかな育ちを支えます。	子育て推進課
地域子育て支援拠点事業	お子さんとその保護者が気軽に集い、遊び、交流、育児相談等を行う広場を、認定こども園と民間の子育てサポート団体に委託して提供しています。	子育て推進課

### ③母子生活支援施設等の活用

主な項目	内 容	担当課
母子生活支援施設への措置	生活上の様々な問題を抱える母子に対して母子生活支援施設へ入所措置をします。施設職員と共に心身と生活を安定するための相談・援助を行いながら、自立を支援します。	子育て推進課

### ④その他の支援

主な項目	内 容	担当課
民生児童委員活動の充実	民生児童委員は、仙北市要保護児童対策地域協議会への出席や、学校評議員、乳児健診の補助などを通して対象家庭の見守り等地域活動の面で大きな役割を担っており、行政や関係機関との連携を強化します。	社会福祉課
虐待防止ネットワークの連携強化	「仙北市要保護児童対策地域協議会」を設置し、構成機関である市・警察署・学校関係者等が連携を図るとともに、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議の三層構造により、それぞれの役割に応じて要保護児童の支援を行います。	子育て推進課
自殺対策	関係機関と連携しつつ、学校での悩みや家庭問題、生活困窮、育児・介護疲れ等から生じる不安感や孤立感により自殺の危険性が高い人を早期発見し、パンフレット配布や、こころの相談、専門機関への誘導を図ります。	保健課

## (2) 子どもの健康と生活支援

貧困家庭の子どもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、妊娠期からの切れ目ない支援等を行うとともに、ヤングケアラーや虐待等の諸課題にも取り組みます。また、家庭と学校以外の居場所をつくることで心身の健全育成を図ります。

### ①妊娠期からの切れ目ない支援等

主な項目	内 容	担当課
妊娠期からの切れ目ない支援等（仙北市子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点） 伴走型相談支援（出産・子育て応援ギフト）	妊娠期から子育てを支援する相談拠点として、仙北市子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を開設しています。保健師・栄養士による電話相談、妊産婦・新生児・乳幼児訪問等を行い、個別支援プランを作成、妊産婦・乳幼児保護者のための教室や交流の場の提供から子ども家庭支援員等による育児相談（子ども家庭総合支援拠点事業）まで継続して支援します。 また、妊娠届出後から相談支援を受けた場合には出産応援ギフト、出生届出から相談支援を受けた場合には子育て応援ギフトを給付して相談と経済の両方の支援を行います。	保健課 子育て推進課
妊娠・出産に関する指導と相談	健やかな妊娠・出産のためには、母子健康手帳の交付が第一歩となります。保健課では毎月4～5回実施しています。妊娠、出産、育児を安心して行うための情報提供・指導の場であるとともに、不安のある妊婦の把握します。広報等で周知を図るとともに、母子健康手帳交付時の指導・相談を充実し、妊婦が安心して出産の準備ができるように支援します。また、母子保健サービス等の説明により、健康診査や保健指導を利用できるようにします。両親学級については、父親も含めて参加を呼びかけています。	保健課
妊娠・出産包括支援	核家族化、地域のつながりの希薄化等により妊産婦やその家族を支える力が弱くなり妊娠 出産子育てに係る妊産婦等の不安負担が増えているため、産前産後サポート事業、産後ケア事業、養育支援事業等を通じ、妊娠中や産後の負担軽減を図ります。	保健課



主な項目	内 容	担当課
妊産婦・新生児等訪問指導	<p>全戸訪問で乳児の養育、健康管理に必要な知識と適切な情報提供、必要なアドバイスを実施します。</p> <p>保健部門だけでなく、民生児童委員や福祉部門（子育て推進課）などとの連携を強化します。</p> <p>母子健康手帳交付や妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査実施後に継続して指導が必要な妊産婦や乳幼児、家庭の事情等により未受診の子どもへの対応として、保健師訪問での状況把握や、専門機関への紹介、個別相談などへの引継ぎ等を強化します。</p>	保健課
(虐待の) 早期発見、早期対応	<p>虐待の早期発見のためにも、保健師による乳児・産婦訪問指導事業として、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問します。虐待が疑われる場合には関係機関との早期の情報共有を行います。</p>	保健課
乳幼児健康診査・相談	<p>1歳6か月児、3歳児等の健康診査や歯科健診については、子どもの月齢に応じた発育・行動発達を確認し、疾病や発達障がい等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る目的で実施します。</p> <p>仙北市ではう歯罹患率が高いことを踏まえ、乳幼児健康診査の場を活用してむし歯予防の啓発を行い、対策を強化します。</p> <p>これまでも取り組んできた未受診者への対応を継続し、受診率の向上を図るとともに、乳幼児健康診査等の場を通して、母親の育児不安の軽減を図ります。</p> <p>3歳児健康診査後のフォロー体制として、子育て推進課・幼稚園・保育園・認定こども園や福祉・教育部門と連携します。育児相談については、認定こども園で実施している子育て支援センターへの参加や、健康管理センターの子ども開放日などでの相談の場を広げるとともに、様々な機会を活用して実施します。</p> <p>児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した福祉部門（子育て推進課）との連携支援体制を整備します。</p>	保健課
自殺対策（再掲）	<p>関係機関と連携しつつ、学校での悩みや家庭問題、生活困窮、育児・介護疲れ等から生じる不安感や孤立感により自殺の危険性が高い人を早期発見し、パンフレット配布や、こころの相談、専門機関への誘導を図ります。</p>	保健課

## ②児童の居場所や活動の場の確保

主な項目	内 容	担当課
既存施設を利用した居場所づくり	子どもたちも親同士も気軽に集まり、交流できる場としては、各地区に体育館や公民館、交流センターがあり、利活用されています。	子育て推進課
中学生・高校生の居場所づくり	児童の健全な遊び場の提供や健康増進、情操を豊かにすること等を目的とし、市内に児童館を設置しています。 中学生や高校生などについても、地域において生徒が自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所として各地区に体育館や公民館、交流センターがあり、利活用されています。	子育て推進課
子ども食堂	子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂で、民間発の自主的・自発的な取り組みです。 人目を気にせず、気兼ねなく利用してもらうためには、子どもから高齢者まで誰でも気軽に来られる場所として定期的開催されることが大事だと考えます。 仙北市内では未開設ですが、早期の開設が望まれます。	子育て推進課

## ③その他の支援

主な項目	内 容	担当課
虐待防止ネットワークの連携強化（再掲）	「仙北市要保護児童対策地域協議会」を設置し、構成機関である市・児童相談所・警察署・学校関係者等が連携を図るとともに、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議の三層構造により、それぞれの役割に応じて要保護児童の支援を行います。	子育て推進課
地域や民間の参加促進	仙北市要保護児童対策地域協議会を通じて、地域等に協力を呼びかけ、幅広い参加を促し、ネットワークを強化します。	子育て推進課
相談機能の強化	虐待防止のために、教育・保健・福祉部門が連携をとり、虐待の疑いのある家庭については、迅速に情報収集及び共有を図り、早期対応の体制を整えています。	子育て推進課
被害に遭った子どもの保護	仙北市要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の支援・保護に対し情報交換等を行います。	子育て推進課

主な項目	内 容	担当課
ヤングケアラー	子ども家庭総合支援拠点を窓口として学校や地域住民、対象家庭からの相談を受け、ヤングケアラー本人の支援に加え、家族へのケアもセットで行うために、利用できるケアサービスを紹介し、他の関係機関との連絡調整、サービス利用手続きの支援など、ワンストップでつなげる体制を整えています。	子育て推進課

### (3) 住まいの支援

安心して生活が送れるよう、住まいに関する支援を行います。

主な項目	内 容	担当課
生活困窮者住居確保給付金	離職などの理由から経済的に困窮し住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をするなど条件として、一定期間、家賃助成を実施します。	社会福祉課
ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業	一人親家庭や寡婦の福祉の増進を図るため、住宅補修や増改築に必要な準備資金の貸付を行います。	子育て推進課

## 基本方針 3 : 保護者に対する就労の支援

### (1) 親の就労支援・就労機会の確保

生活困窮世帯の親の資格取得や情報提供等の支援を行うことで職業生活の安定と向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援のための子育て環境や相談体制の整備等を行います。

#### ①親の就労支援

主な項目	内 容	担当課
ひとり親家庭自立支援訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の母・父に対して、就業に必要な資格取得のために教育訓練講座の受講や、養成機関において修業する場合に、給付金を支給します。	子育て推進課
ひとり親家庭高等職業促進資金貸付金	高等職業訓練促進給付金を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の資格取得と自立の促進を図ることを目的に、資金（入学準備金・就職準備金）の貸付をします。	子育て推進課
仙北市雇用対策事業費補助金	市内の離職者や求職者の技術取得及び資格取得研修経費を補助します。	商工課
仕事と子育ての両立支援	仕事と子育ての両立支援のために、保育サービス及び放課後児童クラブ等、子育て支援事業の充実を図ります。	子育て推進課
ひとり親家庭の支援	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の就労支援、貸付制度等の情報提供を行うとともに、気軽に相談できる体制を整備しています。	子育て推進課

#### ②就労機会の確保

主な項目	内 容	担当課
ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭に対し、就業に関する相談や技術習得のための講習会の実施、就業情報の提供等のサービスを実施します。	秋田県ひとり親家庭就業自立支援センター
就労に関する相談・情報提供	ひとり親家庭の親や、お子さんの就職、経済的自立などの相談や情報提供に母子父子自立支援員が対応します。	子育て推進課

## 基本方針 4 : 経済的支援

### (1) 貸付制度・手当・助成制度等

生活困窮世帯の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため、さまざまな経済的支援を行います。

#### ①母子父子寡婦福祉資金等の貸付

主な項目	内 容	担当課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため、各種資金の貸付を実施します。	子育て推進課
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯であって、各種資金の融資を他から受けられない世帯に、生活支援費や就学費などの貸付を実施します。	社会福祉協議会

#### ②児童扶養手当の支給

主な項目	内 容	担当課
児童扶養手当の支給	父母の離婚などによるひとり親、父母にかわって児童を養育している人の家庭生活の安定と自立の促進に向けて、子どもの福祉増進を図ることを目的として支給します。	子育て推進課

#### ③生活保護による扶助

主な項目	内 容	担当課
生活保護による扶助	教育費用として小中学校の就学に対しての教育扶助、高校の就学に対しての生業扶助の支給により、必要な教育を受けることができます。	社会福祉課

#### ④医療福祉制度による支援

主な項目	内 容	担当課
福祉医療費助成	ひとり親家庭の 18 歳の年度末までの子ども、乳幼児及び小中学生の医療費を助成しているほか、2022（令和 4）年度から市の単独事業として高校生入院医療費も助成しています。	市民生活課

⑤その他の支援

主な項目	内 容	担当課
育児支援金給付事業	1・2 歳児の子育て世帯に対し現金を支給し、継続して支援しています。	子育て推進課
フードバンク事業	善意で寄せられた食料品を、「一般社団法人フードバンクあきた」に届けます。そこから、経済的な理由により十分な食品の購入が困難な人への支援に活用されます。	社会福祉課
せんぼくこまくさプラン事業	経済的な理由や家庭事情により生理用品の用意が難しい人への支援として、無料で生理用品を学校、市役所で提供しています。	社会福祉課 学校教育課
学用品、制服のリユース事業	卒業などにより不要となったがまだまだ使えるもったいない学用品、制服、運動着などを寄付してもらい、必要としている人にリユース品としてお渡しする環境に優しい事業です。 まだ市内では実施されていませんが、早期の実施が望まれます。	子育て推進課

# 第5章 計画の推進

## 1. 計画の推進体制及び進行管理

本計画は、子どもの貧困の背景にはさまざまな社会的要因があることを踏まえ、子どもが自立するまで切れ目なく支援ができるよう、市が教育・保健・福祉等関係機関や民間団体、地域住民とともに連携しながら推進します。また、市の行政評価のシステムの中で評価と進行管理していきます。

子どもの貧困対策各施策における関係機関の役割

～官公民が協働して「子どもの貧困対策」に努めていきます～

支援の種類	教育の支援	生活の支援	保護者に対する就労の支援	経済的支援
関係機関	○学校 (特別支援学校含む) ○教育委員会 ○北浦教育文化研究所	○子育て推進課 ○社会福祉課 ○保健課 ○保育園 ○認定こども園	○商工課 ○子育て推進課	●平鹿地域振興局
			●ひとり親家庭就業・自立支援センター	○子育て推進課 ○社会福祉課 ○市民生活課 ★社会福祉協議会
関係機関	●教育事務所 ●スクールカウンセラー ●スクールソーシャルワーカー (SSW)	★社会福祉協議会	●ハローワーク	◎民生児童委員 ◎主任児童委員
		◎民生児童委員 ◎主任児童委員		

●国関係部署 ●県関係部署 ○市役所関係部署 ★社会福祉協議会 ◎地域

# 資料

## ・仙北市子どもの貧困対策推進計画策定委員・事務局名簿

任期：令和5年2月22日～令和5年3月31日

### 【仙北市子どもの貧困対策推進計画策定委員】

選任区分		所属等		氏名	
1	関係課職員	1	社会福祉政策担当課	社会福祉課 参事兼査察指導員	大山 勝美
		2	保健政策担当課	保健課 課長補佐	渡辺 直弥
		3	教育委員会	北浦教育文化研究所 指導主事	武藤 洋史
2	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	4	認定こども園長	社会福祉法人 はなさき仙北 角館こども園長	高橋 史子
3	子ども・子育て支援の関係団体に属する者	5	主任児童委員	主任児童委員	橋本 智美
		6	子育てサポート団体	子育てサポート はっぴい・맘元代表	茂木 一代

### 【仙北市子どもの貧困対策推進計画策定事務局】

事務局	1	子育て推進課	課長	戸嶋 雅美
	2		課長補佐	藤村 香織
	3		家庭援護係長	平岡 優佳史



仙北市子どもの貧困対策推進計画（第2期） 令和5年3月

発行：仙北市

編集：仙北市福祉事務所子育て推進課

〒014-0392 秋田県仙北市角館町中菅沢81番地8

TEL 0187-43-2280（直通） FAX 0187-54-1117